

# IFRS-IC 会議(2019 年 3 月)出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員  
公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長  
企業会計基準委員会 非常勤委員  
IFRS 解釈指針委員会委員

くまがい ごろう  
熊谷 五郎

## I. はじめに

2019 年 3 月 5、6 日の日程で、IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee、以下「IC 会議」という。) がロンドン国際会計基準審議会 (IASB) オフィスにて開催された。日本からは筆者以外に、前回同様、金融庁・総合政策局総務課国際室国際証券規制調整官、兼企画市場局企業開示課国際会計調整室長、園田周<sup>まこと</sup>氏が発言権のあるオブザーバーとして出席した。ただし、園田氏は、金融庁代表ではなく、IOSCO Committee 1 議長<sup>1</sup>の立場での出席であった。

以下、本稿では前回同様 3 月の会議における各議案の主な論点、アジェンダ決定案の要旨、筆者の発言について報告したい。なお、アジェンダ決定案及び最終化されたアジェンダ決定については「IFRIC Update March 2019」<sup>2</sup>、主な議題のより専門的かつ詳細な内容については企業会計基準委員会 (ASBJ) の桑田専門研究員の記事をご参照いただきたい。

## II. 2019 年 3 月 IC 会議の概要

2019 年 3 月 IC 会議は、14 の議題について討議した。以下、AP 番号は討議資料 (Agenda Paper) の番号である。また、AP 番号の順は、「IFRIC Update March 2019」に基づく。

主な内訳は、アジェンダ決定案に関する検討 4 件、アジェンダ決定案の最終化に関する検討 8 件であった。なお、AP1 は IASB 活動報告であるが、これについては省略する。

### アジェンダ決定案に関する検討 (4 件)

- AP4 暗号通貨の保有
- AP2 契約を履行するためのコスト (IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」)
- AP5 地下権 (IFRS 第 16 号「リース」)
- AP6 割引の可能性が制度の分類に与える影響 (IAS 第 19 号「従業員給付」)

### アジェンダ決定案の最終化に関する検討 (8 件)

- AP10 特定のデリバティブがヘッジ手段として指定されている場合の、可能性が非常に高

1 IOSCO Committee 1 は、証券監督者国際機構 (IOSCO) 傘下に常設される 8 つの委員会の一つであり、会計・監査・開示分野を担当。IOSCO 加盟国 32 当局で構成され、現在は日本が議長、米国が副議長を務める。日本が同委員会の議長を務めるのは初めてである。

2 ASBJ による日本語訳は以下の URL で閲覧可能  
[https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/ifric\\_201903.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/ifric_201903.pdf)

いという要求の適用（IFRS 第9号「金融商品」及びIAS 第39号「金融商品：認識及び測定」）

- AP11 非金融商品項目の購入又は売却契約の現物決済（IFRS 第9号「金融商品」）
- AP12 予想信用損失の測定における信用補完（IFRS 第9号「金融商品」）
- AP13 信用減損金融資産の治癒（IFRS 第9号「金融商品」）
- AP8 共同支配事業者によるアウトプットの売却（IFRS 第11号「共同支配の取決め」）
- AP9 共同支配事業に対する共同支配事業者の持分に係る負債（IFRS 第11号「共同支配の取決め」）
- AP3 一定期間にわたる建築物の移転（IAS 第23号「借入コスト」）
- AP7 サプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに対する顧客のアクセス権（IAS 第38号「無形資産」）

#### その他の事項（1件）

- AP14 委員会の仕掛中の作業

#### (1) アジェンダ決定案に関する検討

##### • AP4 暗号通貨の保有

暗号通貨の保有に、IFRS 基準がどのように適用されるかが論点とされている。IAS 第38号は、無形資産を「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義している。IC 会議では、暗号通貨は、IAS 第38号における無形資産の定義を満たす、と結論づけた。暗号通貨は、(a)保有者から分離して個々に売却又は移転することが可能であり、また、(b)固定数又は決定可能な数の通貨単位を受け取る権利を保有者

に与えていない<sup>3</sup>ためである。

暗号通貨が販売目的の棚卸資産として保有される場合には、IAS 第2号の規定に従って、公正価値で測定される。それ以外の場合は、IAS 第38号の規定に従い、取得原価で当初測定される。

また、企業が暗号通貨の保有を公正価値で測定する場合には、IFRS 第13号「公正価値測定」の規定が適用され、開示が要求される。さらに、IAS 第1号「財務諸表の表示」の規定により、経営者が暗号通貨保有の会計処理に関して行った判断や、IAS 第10号「後発事象」により、暗号通貨を保有している企業は、報告期間後の当該保有の公正価値変動について開示が要求される場合もある。

筆者は、IASB スタッフの分析と結論に基本的に同意しつつも、「暗号資産が無形資産として保有され、取得原価で測定される場合でも、報告期末時点の公正価値情報を注記にて開示して欲しい。今の規定では、『後発事象』として、報告期間後の当該保有の公正価値の変動について開示が求められる場合もある、とされているが、暗号通貨の価値変動は大きく、報告期末時点の公正価値情報は、投資家に有用である。」との意見を述べた。

また IFRS-IC における一連の議論では、暗号通貨を含む暗号資産について、新たな会計基準の開発を行うのは時期尚早であると判断された。そこで、現行基準の枠内で、暗号通貨の保有をどう会計処理するかがポイントとなったわけであるが、本セッションの最後に、IOSCO を代表して、園田氏より「暗号資産はホット 이슈であり、基準の開発も含め、継続的な検

3 「固定数又は決定可能な数の通貨単位」とは、簡単にいえば一定額の現金のことである。暗号通貨はドル、円などの通貨と交換可能ではあるが、政府等の発行体により価値が保証されているわけではないので、価格変動が激しい。そのために、少なくとも現時点では、①価値尺度、②交換手段、③価値貯蔵手段として機能していない。したがって、暗号通貨1単位は、「固定数又は決定可能な数の通貨単位」を受け取る権利を保有者に与えていない。

討をお願いしたい。」とのコメントがあった。

● **AP2 契約を履行するためのコスト (IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」)**

一定期間にわたり収益が認識される財の移転を、アウトプット法により進捗度を測定する場合において、充足された履行に関して発生したコストの資産化が論点であった。

当該コストが資産として認識されるためには、IFRS 第15号第95項の要件を満たすことが必要であるが、IASB スタッフの分析では、要望書に示されたファクトパターンが、この要件を満たされないために資産化はできない、というものであった。

筆者は、「要望書に示されたファクトパターンが正しいという前提であれば、スタッフの分析と結論には同意する。しかし、要望書に示されたこのファクトパターンでは基礎、壁などの構造物の工事の進行に伴い、それぞれの性質があまりにも違うので、何故、アウトプット法が適用可能なかが理解できない。」とのコメントをした。

これに対しては、「要望書に示されたこのファクトパターンでアウトプット法を適用した場合に、発生したコストを資産化できるかどうかを質問しており、アウトプット法が適用できるか否かを問うてはいない。したがって、IFRS 第15号の規定に従って、あくまで発生したコストを、資産化できるかどうかについて分析している。」との回答があった。

● **AP5 地下権 (IFRS 第16号「リース」)**

パイプライン運営者が、対価と交換に、石油パイプラインを20年間にわたり地下空間に敷設する権利を獲得する契約に、IFRS 第16号、IAS 第38号又は他の基準のいずれが適用されるのが論点であった。

IC 会議では、要望書に記載されている契約

では、IFRS 第16号第3項及び第4項における例外がどれも適用されないとして、契約がリースを含んでいる場合には、IFRS 第16号が当該リースに適用される、と結論を下した。

筆者は、IASB スタッフの分析と結論に基本的に同意しつつも、「石油パイプラインが土地を借りて地上に設置されている場合は、明らかにリースである。土地を借りて地上のパイプラインに設置する契約と、地下空間にパイプラインを敷設する権利の経済的実態は同じであると思う。同じ経済的実態を持つ契約は同じように会計処理をされることが適当で、前者がリース契約であるなら、後者もまたリース契約とするのが適当であると思う。」との意見を述べた。

● **AP6 割引の可能性が制度の分類に与える影響 (IAS 第19号「従業員給付」)**

企業が第三者により管理される退職後給付制度に拠出しており、制度が十分な資産を保有していない場合でも、追加的に掛金を支払う法的義務や推定的義務を有していない一方で、年間掛金について潜在的な割引の権利を有している場合において、IAS 第19号を適用する場合の制度の分類が論点であった。

IAS 第19号 BC29 項では、「企業にとって費用が増加し得るというダウンサイドのリスクに焦点を当てた。確定拠出制度の定義は、企業にとって費用が予想より少なくなり得るというアップサイドの可能性を排除していない。」としている。IC 会議では、この記載に基づき、要望書に記載されている事例では、掛金が減額される可能性の存在は、それ自体では、制度がIAS 第19号を適用して確定給付制度に分類される結果とはならないと結論づけた。

筆者は、IASB スタッフの分析と結論に基本的に同意しつつも、「財務諸表利用者として知りたいのは、企業が提供する退職後給付制度の種類や数理上のリスク、投資環境によって、企

業の費用が増加するリスクがあるのかどうかである。本要望書に示された事例では、企業による拠出額は現在が最大で、制度資産の運用成績次第で減額（割引）できる可能性がある、ということだと理解した。この理解が正しく、企業の最大費用額が確定しているのであれば、それ以上のリスクを生じないという意味で、財務諸表利用者の視点からは、確定給付制度ではなく確定拠出制度とした方が、制度の経済的実態を忠実に表現していると思う。」と述べた。

## (2) アジェンダ決定案の最終化に関する検討

### • AP10 特定のデリバティブがヘッジ手段として指定されている場合の、可能性が非常に高いという要求の適用（IFRS 第9号「金融商品」及びIAS 第39号「金融商品：認識及び測定」）

予定取引の時期及び規模に関する不確実性が、IFRS 第9号及びIAS 第39号を適用する場合の「可能性が非常に高い」の評価にどのような影響を与えるかということが論点であった。

IASB スタッフより、予定取引は、IFRS 第9号及びIAS 第39号の要求事項における「可能性が非常に高い」場合にのみ、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象として適格である旨を明確化する文言を追加した上で、最終化することが提案され、賛成多数で最終化された。

### • AP11 非金融商品項目の購入又は売却契約の現物決済（IFRS 第9号「金融商品」）

企業が非金融商品項目を将来の一定の時点で固定価格で売買する契約を行い、当該契約をデリバティブとして認識したにもかかわらず、非金融商品項目の授受により現物決済をした場合の会計処理が論点であった。2019年3月のアジェンダ・ペーパーでは、表示及び開示につい

ては本論点において検討しておらず、適切な会計基準（IFRS 第7号及びIAS 第1号）を参照すること、及び本論点においては、デリバティブの決済時にデリバティブに関する損益は生じていないことを明確にすることが提案され、賛成多数でアジェンダ決定として最終化された。

筆者は、「IFRS 第9号と第15号の規定を前提とする限り、スタッフの分析と結論は正しいとせざるを得ない。しかし、関係者から多くの反対コメントが提出されている。これはアジェンダ決定とは異なる会計処理が、相当程度実務として定着している、ということを示していると思う。多くの企業がマクロヘッジの技術を用いて、コモディティのポジションをヘッジしている。しかし、マクロヘッジの会計基準がないために、彼らは現行のIFRSの規定に従わざるを得ない。今回のアジェンダ決定によって、こうした企業は、実務を変えざるを得ないと思う。自分は財務諸表利用者の立場を代表しているが、IC会議のアジェンダ決定に対する利害関係者の信頼を保つには、こうした企業の実務変更に対して、猶予期間を認めるなど、一定の配慮は必要であると思う。」と発言した。

### • AP12 予想信用損失の測定における信用補完（IFRS 第9号「金融商品」）

貸出金の契約条件と不可分になっている財務保証契約、又はその他のあらゆる信用補完から見込まれるキャッシュ・フローを、当該貸出金の予想信用損失の測定に含めることができるかが論点であった。アジェンダ決定の内容は、信用補完を区分して認識することがIFRS基準で要求される場合、当該キャッシュ・フローを貸出金の予想信用損失の測定に含めることができない、というものであった。特に大きな異論もなく全員一致で最終化された。



● **AP13 信用減損金融資産の治癒 (IFRS 第9号「金融商品」)**

信用減損金融資産（いわゆるステージ3金融資産）が、その後に全額回収されたか、又は信用減損に該当しなくなった場合における未認識利息の表示方法が論点とされている。

信用減損金融資産の内容が改善して、未認識利息を認識する場合、信用損失の戻入れとすべきである、というのがアジェンダ決定案の内容であった。欧州の銀行を中心に、信用損失の戻入れではなく、収益認識とすべき、とのコメントも寄せられたが、従来案どおり、信用損失の戻入れとする結論で、アジェンダ決定として最終化された。

筆者は、スタッフの分析と結論に完全に同意するとした上で、あえて2018年11月のIC会議での発言要旨を繰り返し、「信用減損資産の治癒により、それまで未認識であった利息を、信用損失の戻入れではなく、収益認識すると、その期の利息収益を過大に表示することになる。結果として、貸出金ポートフォリオの質を実態より良く見せてしまうことに繋がりがかねない。さらに、純利息収益 (Net Interest Income) や金利マージン (Net Interest Margin) は、銀行の重要な業績指標である。信用減損金融資産の治癒に伴う未認識利息の認識は、一時的な収益にしか過ぎないが、これを純利息収益に含めてしまうと、重要な業績指標が、一時的に過大表示されることになる。したがって、このような未認識利息は、利息収益としてではなく、スタッフの分析と結論どおり、信用損失の戻入れとして表示されるべきであると思う。2018年11月のアジェンダ決定案に、一部の金

融機関から強い反対論が出ているのにいささか驚いている。」と述べた。

● **AP8 共同支配事業者によるアウトプットの売却 (IFRS 第11号「共同支配の取決め」)**

共同支配事業者のある報告期間に実際に受け取ったアウトプット（量）が、権利を有しているアウトプット（量）と異なる場合の当該差異の会計処理が論点であった。アジェンダ決定案の趣旨は、権利を有しているが受け取っておらず、売却していないアウトプットについては、収益を認識しない、というものであった。本件に関しては、特に大きな異論もなく全員一致で最終化された。

● **AP9 共同支配事業に対する共同支配事業者の持分に係る負債 (IFRS 第11号「共同支配の取決め」)**

共同支配事業に対する共同支配事業者のうちのある者が、単独の署名者として、有形固定資産について、第三者とリース契約を締結し、当該資産を共同支配事業の活動の一部として共同で運営する場合の、当該共同支配事業者が認識すべき負債が論点である。2019年3月のアジェンダ・ペーパーでは、ほぼアジェンダ決定案どおりに最終化することが提案された。スタッフの分析及びアジェンダ決定案の最終化に反対する意見もあったが、最終化された。

筆者は、「アジェンダ決定案の最終化に賛成すると同時に、アジェンダ決定案において、開示の重要性を強調していることに対して、財務諸表利用者を代表して謝意を表したい。」と発言した<sup>4</sup>。

4 委員会は、共同支配事業に関して、共同支配事業の活動と当該事業に対する共同支配事業者の持分を財務諸表利用者が理解するための十分な情報を開示することの重要性を強調した。委員会は、IFRS 第12号「他の企業への関与の開示」第20項(a)を適用すると、共同支配事業者は、共同支配事業に対する持分の性質、範囲及び財務上の影響（当該共同支配事業に対する共同支配を有する他の投資者との契約上の関係の性質及び影響を含む）を財務諸表利用者が評価することを可能にする情報の開示を要求されることに留意した。

### ● AP3 一定期間にわたる建築物の移転 (IAS 第 23 号「借入コスト」)

一定期間にわたり収益が認識される集合住宅の建設のために資金を借り入れた場合の当該借入に係る借入コストを資産化すべきかどうかが論点であった。2019年3月のアジェンダ・ペーパーでは、本要望書に記載された事例については、資産化のための要件を満たしていないという結論で、ほぼアジェンダ決定案どおりに最終化することが、IASB スタッフより提案された。スタッフ提案どおりにアジェンダ決定として最終化されたが、園田氏より、「IOSCO で議論した際、IFRS-IC の見解に賛成する意見が多かったものの、資産の建設に帰する借入コストは、資産の資産化コストに含まれるべきとして、反対する意見も一定数あった。国・地域によっては実務への影響が大きい可能性があり、今後、関係者と丁寧に意見交換を行うようにお願いしたい。」とのコメントがあった。

またアジェンダ決定案の最終化の過程で、「スタッフは、このアジェンダ決定における委員会の結論に関する教育資料を作成する予定である。」という一文が追加された。

本件の冒頭で、IFRS-IC の公表する「アジェンダ決定」の位置付けに関する議論があった。「教育資料の作成」は、「アジェンダ決定」の位置付けに係る。

「アジェンダ決定」には、要望書に記された「ファクトパターン」と呼ばれる事例に、どう既存の IFRS 規定が適用されるか、IFRS-IC の見解が示される。アジェンダ決定は、IASB は強制力のない文書としているが、EU など法域によっては、アジェンダ決定に強制力を認めている場合もある。アジェンダ決定は、強制力がないという建前のために、アジェンダ決定に基づいて、会計実務の変更を行う場合には、アジェンダ決定に示された会計処理を即時適用する必要が生じる一方、自主的な会計方針の変更

とみなされ、IAS 第 8 号の規定に従って、変更後の会計処理を遡及適用する必要が生じ、財務諸表作成者に多大な実務負担を強いていることが問題視されている。

そのために、IFRIC Update March 2019 には、以下の一文が記入されることが提案された。

「アジェンダ決定の公表のプロセスは、しばしば、それ以外では利用可能ではなく、それ以外で入手することが合理的に予想できなかった新しい情報を提供する説明資料をもたらすことがある。このため、企業は、アジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると判断する場合がある。審議会は、企業はその判断を行い、変更を適用するための十分な時間を与えられるであろうと予想している（例えば、企業は、変更を適用するために、新しい情報を入手したり、システムを修正したりすることが必要となる場合がある）。」

この一文の「説明資料」が「教育資料」にあたる。

筆者はこの提案に対して、「自分は財務諸表利用者ではあるが、作成者がアジェンダ決定を適用する際に感じるであろう負担には同情している。『アジェンダ決定』というツールは、作成者の実務におけるばらつきを低減させるという機能を担っており、利用者の観点からも歓迎できると考えている。しかし、問題は、即時適用されるということと、会計方針の自主的な変更となるために遡求適用しなければならないという点である。したがって、提案のとおり、アジェンダ決定の適用に十分な時間が認められることになれば、アジェンダ決定の方向に会計実務を変更するにあたっての負担が軽減されると思う。IFRS 諮問会議の前メンバーとして、アジェンダ決定の不透明で不安定な位置付けというのは、大いに懸念している。IFRS が高品質な会計基準であると主張するためには、アジェ

ンダ決定の位置付けをより安定的で、適用可能性を高め、すべての利害関係者に受け入れ可能なものにしなければならない。提案を支持する。」との意見を述べた。

筆者の発言に対して、スー・ロイド IFRS-IC 議長 (IASB 副議長) より、「我々 IASB ボードメンバーは、デュープロセス・ハンドブック (DPH) において、アジェンダ決定の位置付けをより明確にしたいと考えており、予定されている DPH の改定でそれが実現することを希望している。」とのコメントがあった。

また AP3 の「アジェンダ決定案」の最終化提案自体に対して筆者は、「スタッフの結論とアジェンダ決定の書きぶりに賛成する。一部にアジェンダ決定案に反対する声が聞かれる一方、支持する声もかなりある。財務諸表利用者の視点からは、こうした状況は実務の多様性を示唆しており、あまり望ましくない。一方で適用時期に関する懸念は、十分な移行期間を認めることで相当程度対処され、軽減されると思う。」との意見を述べた。

- **AP7 サプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに対する顧客のアクセス権 (IAS 第 38 号「無形資産」)**  
「サービスとしてのソフトウェア契約」

(SaaS 契約) において、クラウド・サービス提供事業者の保有するクラウド基盤 (infrastructure) 上で提供されるソフトウェアについて、顧客がインターネット等を通じてアクセスする際に顧客がベンダーに支払う対価の会計処理が論点であった。IASB スタッフより、当初のアジェンダ決定案を大幅に縮小し、本論点で取り上げた事例に関しては、サービス契約であるとの解釈を示すことが提案された。本件に関しては、これまで IC 会議で何度も議論を重ねてきた案件でもあり、特に大きな異論もなく全員一致で最終化された。

### (3) その他の事項

#### • AP14 委員会の仕掛中の作業

ベネズエラ通貨のように、「交換可能性が長期的に欠如している場合」について、IC 会議は IAS 第 21 号「外国為替レートの変動」の狭い範囲の修正について、リサーチを行っていることが報告された。また、新規案件として、「外貨建て非金融資産に関する為替ヘッジ」に関する要望書が提出され、スタッフによる分析を行っているところであるとの報告があった。これらの案件については、今後の IC 会議で取り上げる予定である。